

家庭と地域における 主権者教育

社会全体で子供たちの主権者教育に
取り組むことが重要です

子供たちの主権者としての意識を涵養するためには、人格形成の基礎が培われる幼少期からの主権者教育に係る取組が大切です。

学校における主権者教育の充実のためには、家庭、地域の理解、協力が欠かせません。

家庭

における取組

人格形成の基礎が培われる幼少期から社会との関わりを意識する機会を増やすことが重要です。また、学校における主権者教育の充実の観点からは、家庭の理解と協力が欠かせません。

例)

- ・親子連れ投票^{注1}
- ・親子議会見学
- ・新聞記事を活用した話し合い(NIE)^{注2}

注1) 平成28年の公職選挙法の一部改正により、投票所に入ることができる子供の範囲が「幼児」から「児童、生徒その他の18歳未満の者」に拡大されました。

注2) Newspaper in Educationの略。新聞を学校などで教材として活用し、興味や関心の幅を広げる取組。

地域

における取組

P T A、自治体、社会教育団体、企業、N P O・シンクタンク等や、地域における社会対話を担う様々な主体相互の連携・協働により、社会総がかりで子供たちを育てる地域学校協働活動とコミュニティ・スクールを一体的に推進し、子供たちが地域を取り巻く課題の解決に取り組む機会を増やす必要があります。

